

令和 8 年度部外技能訓練

宇都宮駐屯地業務隊

総務科長
了
R 8 . 7 . 2

作成者
塚原 1 尉

仕 様 書

仕様書番号： 1
作成年月日：令和 8 年 7 月 2 日
作成部隊：宇都宮駐屯地業務隊総務科
作成者：1 等陸尉 塚原 長政

- 1 件 名
部外技能訓練（フォークリフト）「大型特殊免許（限定なし。）保有者」
- 2 教育期間
令和 8 年 9 月から 1 2 月（内 2 日間）を教育期間とする。
（細部時期については官側との調整による。）
- 3 受講資格
大型特殊免許（限定なし。）を保有
- 4 教育予定人員（予定）
1 8 名
- 5 訓練場所
請負者が準備する場所で行うものとする。
- 6 訓練要領等
 - (1) 訓練科目及び合格率等
 - ア 訓練科目
資格等取得のための学科及び実技訓練科目とする。
 - イ 合格率
合格率 1 0 0 % を達成させるものとする。規定時間内に基準に達しない場合は、官側と協議の上、受講を延長して合格させるものとする。
 - ウ 訓練計画の提示
訓練時間表、訓練科目及び予定表を官側に提出するものとする。
 - (2) 訓練時間（基準）
訓練時間は、開始 0 8 3 0、終了 1 7 0 0 とするも官側との協議による。
 - (3) 教材等の準備
請負者が準備するものとする。
 - (4) 訓練場所への送迎
宇都宮駐屯地から技能講習場所間の送迎は、請負者で実施するものとし、出発時間等は官側との協議により決定する。
- 7 その他
 - (1) 訓練日の昼食については、官側で準備するものとし、食事場所については請負者の提供によるものとする。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点に関して疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

仕 様 書

仕様書番号： 2
作成年月日：令和 8 年 7 月 2 日
作成部隊：宇都宮駐屯地業務隊総務科
作成者：1 等陸尉 塚原 長政

- 1 件 名
部外技能訓練（フォークリフト）「普通自動車免許以上保有者」
- 2 教育期間
令和 8 年 9 月から 1 2 月（内 4 日間を基準）を教育期間とする。
（細部時期については官側との調整による。）
- 3 受講資格
普通自動車免許以上を保有
- 4 教育予定人員（予定）
4 2 名
- 5 訓練場所
請負者が準備する場所で行うものとする。
- 6 訓練要領等
 - (1) 訓練科目及び合格率等
 - ア 訓練科目
資格等取得のための学科及び実技訓練科目とする。
 - イ 合格率
合格率 1 0 0 % を達成させるものとする。規定時間内に基準に達しない場合は、官側と協議の上、受講を延長して合格させるものとする。
 - ウ 訓練計画の提示
訓練時間表、訓練科目及び予定表を官側に提出するものとする。
 - (2) 訓練時間（基準）
訓練時間は、開始 0 8 3 0、終了 1 7 0 0 とするも官側との協議による。
 - (3) 教材等の準備
請負者が準備するものとする。
 - (4) 訓練場所への送迎
宇都宮駐屯地から技能講習場所間の送迎は、請負者で実施するものとし、出発時間等は官側との協議により決定する。
- 7 その他
 - (1) 訓練日の昼食については、官側で準備するものとし、食事場所については請負者の提供によるものとする。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点に関して疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

仕 様 書

仕様書番号： 3
作成年月日：令和 8 年 7 月 2 日
作成部隊：宇都宮駐屯地業務隊総務科
作成者：1 等陸尉 塚原 長政

- 1 件 名
部外技能訓練（玉掛け・移動式クレーン連続講習）「資格未保有者」
- 2 教育期間
令和 8 年 7 月 2 0 日から 2 4 日を教育期間とする。
- 3 受講資格
資格を有しない者（免許資格なし。）
- 4 教育予定人員（予定）
4 名
- 5 訓練場所
請負者が準備する場所で行うものとする。
- 6 訓練要領等
 - (1) 訓練科目及び合格率等
 - ア 訓練科目
資格等取得のための学科及び実技訓練科目とする。
 - イ 合格率
合格率 1 0 0 % を達成させるものとする。規定時間内に基準に達しない場合は、官側と協議の上、受講を延長して合格させるものとする。
 - ウ 訓練計画の提示
訓練時間表、訓練科目及び予定表を官側に提出するものとする。
 - (2) 訓練時間（基準）
訓練時間は、開始 0 8 3 0、終了 1 7 0 0 とするも官側との協議による。
 - (3) 教材等の準備
請負者が準備するものとする。
 - (4) 訓練場所への送迎
宇都宮駐屯地から技能講習場所間の送迎は、請負者で実施するものとし、出発時間等は官側との協議により決定する。
- 7 その他
 - (1) 訓練日の昼食については、官側で準備するものとし、食事場所については請負者の提供によるものとする。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点に関して疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。

仕 様 書

仕様書番号： 4
作成年月日：令和 8 年 7 月 2 日
作成部隊：宇都宮駐屯地業務隊総務科
作成者：1 等陸尉 塚原 長政

- 1 件 名
部外技能訓練（ガス・アーク等溶接、T I G溶接）
- 2 訓練期間（9 日間）
令和 9 年 1 月（内 9 日間）を訓練期間とする。
（細部時期については官側との調整による。）
- 3 受講資格
資格を有しない者（免許資格なし。）
- 4 教育予定人員（予定）
4 名
- 5 訓練場所
請負者が準備する場所で行うものとする。
- 6 訓練要領等
 - (1) 訓練科目
ア 訓練科目
学科及び実技訓練科目とする。
イ 訓練計画の提示
訓練時間表、訓練科目及び予定表を官側に提出するものとする。
 - (2) 訓練時間
訓練時間は、開始 0 8 3 0、終了 1 7 0 0 とする。
 - (3) 教材等の準備
請負者が準備するものとする。
 - (4) 訓練場所への送迎
宇都宮駐屯地から訓練場所間の送迎は、請負者で実施するものとし、出発時間等は官側との協議により決定する。
- 7 その他
 - (1) 訓練日の昼食については、官側で準備するものとし、食事場所については請負者の提供によるものとする。
 - (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点に関して疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。